３　弁護士研修

（１）研修の意義・必要性

適切な事件処理には、正確な法及び手続に関する知識の習得と経験の積み重ねが必須である。弁護士は、事件処理に必要な能力を維持、向上させるための日々の研鑽を怠ってはならない。

近年は、従来の社会通念や価値観にも相応の変化が生じ、法的トラブルの多様化、複雑化、専門化が著しく、これに対応する法改正や新法の制定は、かつてないスピードと量を伴っている。また、依頼者の法的知識もインターネット等の情報源の一層の充実によって増大しており、弁護士は、さらなる研鑽をもって法的知識を得、処理にあたらなければ依頼者の信頼を損なう可能性がある。また、法曹人口の増加や弁護士による不祥事事案の頻発等の事情もあり、これまでの弁護士研修が必要にして十分なものであるのかについて検証を求める声もあり、弁護士研修のあり方は、社会から注視されているといっても過言ではない。

研修は各人の努力によることを原則としつつも、弁護士会による弁護士研修の提供は、今後ますます重要な課題となることは明らかである。

（２）研修制度の概要とそれぞれの課題

①新規登録弁護士研修

（ア）研修内容

　　 　当会では、新規登録弁護士に対する研修として、下記の研修を実施しており、Ⅴ以外は、義務研修である。

Ⅰ　集合研修　登録直後に弁護士会館内で２日間にわたり一斉講義、ガイダンスを実施する。

Ⅱ　倫理研修：講義のほか、「バズセッション方式」（ゼミ方式）で事例問題を検討、討議する。

Ⅲ　会務研修：各委員会に研修員あるいは本委員として所属する。

Ⅳ　法律相談研修： 法律相談センターで指導担当弁護士と共に法律相談を実施する。

Ⅴ　任意研修：クレサラ相談研修（1回）、家庭法律相談研修（1回）、刑事弁護研修（1件受任＋経験交流会）

Ⅵ　クラス別研修：指定されたクラスでゼミ形式の研修を3回以上受講する。

　　　　Ⅵの「クラス別研修」は、当会の若手支援策として2013（平成25）年１月から開始し、1クラスの定員を約20名とし、クラス分けをし、クラス毎に、担任（登録5～10年目）、副担任（登録11年目以上）を配置し、継続的な指導を行っている。

全7回の研修として、カリキュラムは、民事事件の相談から解決までの概観、労働事件、離婚事件、交通事故事件（前年度までの消費者事件から受講生の要望の多い交通事故事件にカリキュラムを変更した。）、相続事件、借地借家事件について事例をもとに設問内容を討議する方式で実施している。

クラス別研修は、弁護士としての基礎的な実務スキルとマインド（弁護士の使命）の涵養や弁護士会内における仲間づくり等を目的としている。教材やクラス担任等に配布するレジュメは、弁護士実務に必要な知識や対処方法の習得を目指して、当会研修センター運営委員会がオリジナルで作成しているものであり、また講義後には若手弁護士等による経験談や参考資料などをまとめたFollow upの資料を配布している。

（イ）今後の課題

新規登録弁護士研修は、弁護士としての最低限の資質を備えることに力点が置かれている。近年の法曹人口の増加と修習期間の短縮に伴う司法研修所カリキュラムの見直しのため、司法研修所における研修のみでは、弁護士に必要な資質を身につけるに十分でないことが指摘されており、それを補う必要があると考えられる。

また、弁護士の雇用環境の変化に伴い、入所した事務所における適切な研修、研鑽の機会の確保が困難となっているケースもあり、弁護士会において、体系的なカリキュラムによる研修を提供すべきニーズは無視できない。

上記クラス別研修は、講義形式では実現できなかった比較的少人数のメンバーによるゼミ形式による研修方式を採用した結果、弁護士に求められる実践的なスキルや知識の獲得はもちろん、周囲の到達レベルを確認することや担任講師、ゼミ員同士の人間関係の深まり等を図ることも可能となり、業務上の困難な問題に直面した場合等に気軽に相談できる人的関係の構築にも資するものとして、重要な取り組みである。2015年(平成27)年度には、クラス別研修3年目の制度見直しにより検討が加えられたが、上記のカリキュラム変更の他は、従前の方式が踏襲されることになったことは、本研修の有用性が確認されたことに他ならない。ただし、今後も制度の改良のための提言等を積極的に検討する必要がある。

一方で、多くが義務研修となっている新規登録弁護士研修について、義務研修の履修を終えられず制裁措置の対象となっている新規登録弁護士が相当数あることは憂慮すべき事態である。特に会務研修に対する履修率が低いが、これを回復することは、弁護士自治の観点からも必要な課題である。

②一般継続研修

（ア）当会会員が受講できる一般研修の現状は次のとおりである。

（a）弁護士研修センター運営委員会主催の研修講座

①前記と後期の一般講座：時宜に応じたテーマを選択

②専門講座：半年間に5 ～ 6 回の連続講座を事前申込による定員制（同一受講者）で行う。

③東京三会研修：東京三会で協力し、毎年、東京地方裁判所破産部や専門部に講演を依頼し、Ⅰ遺産分割の実務、Ⅱ保全の実務、Ⅲ破産・個人再生申立の実務、Ⅳ執行の実務等の講座を実施している。

（b）各委員会主催の研修講座

クレサラ相談研修、少年事件、消費者問題、民暴、倫理委員会など各委員会が必要に応じて実施している。

（c）各法律研究部主催の研修講座

　　 年間1ないし数回公開の研修講座を開催している研究部がある。

（d）東弁主催の夏期合同研究

（e）日弁連の研修

(f) 東弁ネット研修

当会では、弁護士研修センターが主催する研修について、インターネットを利用した講座配信システムを「東弁ネット研修」として導入しており、利用者は、年間1万5000円の費用（ただし、若手優遇策あり）を支払うことで、任意の時間、場所で研修を受講できその有用性は高い。2014(平成26)年度実施したシステム改修により、検索機能、容量等が強化され東弁研修の「ライブラリー」（図書館）として活用できるようになり、現在約250講座以上を視聴することが可能である。今後も弁護士会員の増加や弁護士業務の多角化、専門化がより進むことが予想されていることから、研修内容についても受講者のレベルや分野を分け、よりきめ細かく講座を企画していくこと必要であり、講座の質的、数的拡充に耐えうる設備として機能する。

　　　　 なお、現状では東弁ネット研修の申込は、東弁会員に限定されているものの、全国の弁護士会員に対象会員を拡大することが2012（平成24）年度の理事者会で決定され、準備が進められているが、日弁連における研修無料化の影響について評価する必要がある。

（イ）今後の課題～会内研修の研修センターへの一元化について

当会の研修は、弁護士研修センターが主催するもの以外にも上記のとおり、委員会、法律研究部等が多数の研修を実施している。

これらの研修の中には、各委員会や法律研究部内で独自に企画され、会内予算が使用されていながら、対象者を限定してなされている、あるいは、十分な広報がなされないまま実施されているものが見受けられる。

そこで、今後は当会で実施されている研修の情報をできる限り、弁護士研修センターにおいて一元管理し、これにより、受講資格の拡大、講座の重複の解消をはかり、講師の負担軽減、予算の効率的執行、会員の研修受講選択の便宜が図れるよう広報の充実等の整備を進める必要がある。

（ウ）研修受講者の減少について

一般継続研修について、近年受講者数の減少が見受けられる。これについては、研修情報の広報が以前のように全会員発送時にチラシを同封する方法がとれなくなり、その後研修情報が収録された「とうべんいんふぉ」もデータでの提供になった結果、会員が研修情報へのアクセスする機会が減少したためであるとの指摘がある。その他、研修内容、方法に起因する可能性もある。

いずれにしても、研修受講者の減少は、その状況及び原因を早期に検討し、改善を図る必要がある。

（３）最後に

弁護士研修は、弁護士の資質と能力向上に大きな役割を果たすことが社会からも大きく期待されている。かかる期待に応じるためには、研修に要する人的、物的資源の配置、活用及び必要な予算措置を十分に行い、一層の研修制度の充実を進めることが重要であるとともに、昨今の弁護士を取り巻く社会環境に鑑みれば、弁護士会員に対し積極的な研修受講の重要性についてその意識を喚起することが重要である。